

姫路市立発達医療センター花北診療所医療事務  
業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和8年8月  
姫 路 市

## 1 募集の概要

### (1) 業務名

姫路市立発達医療センター花北診療所医療事務業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 履行期間

令和9年3月1日（月）～令和12年2月28日（木）（3年間）

※ 契約締結日から令和9年2月28日までは準備期間とする。

※ 本案件は姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく長期継続契約とする。なお、令和9年度以降において、この契約に係る姫路市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。

### (3) 履行場所

姫路市増位新町二丁目37番地

### (4) 目的

姫路市立発達医療センター花北診療所（以下「診療所」という。）は、現在、医療事務を直営で行っているが、専門的知識を要する業務を継続的に遂行するための体制確保に課題を有している。

このため、受付・窓口対応、診療報酬等の請求及び受領、制度改正への対応を含む医療事務業務一式について、専門性及び実績を有し、教育・指導体制並びに知識更新等の品質管理体制を備え、事故・トラブル発生時に迅速かつ適切に対応できる事業者に委託することにより、医療事務業務の確実な実施を確保し、業務品質の向上、診療所運営の効率化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫

路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

- (9) 令和3年4月1日以降に、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所（診療科目が歯科のみのものを除く。以下「医療機関」という。）において、医療事務（医療機関における受付事務、会計事務及び診療報酬請求事務（レセプト作成・点検、保険者への請求、返戻・査定対応を含む。）をいう。以下同じ。）に係る業務

を1年以上履行した実績を有すること。

- (10) 公告日時点において有効なプライバシーマーク認証又はI SMS認証を受けていること。
- (11) 公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- (12) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市健康福祉局福祉総務部総合福祉通園センター（以下「総合福祉通園センター」という。）

〒670-0806 姫路市増位新町二丁目37番地

電話 (079) 288-7122

FAX (079) 224-3173

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

|           |                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約条項を示す期間 | 令和8年（2026年）8月17日から<br>令和8年（2026年）10月19日まで<br>本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。                             |
| 閲覧の場所     | 総合福祉通園センター<br>( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033315.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033315.html</a> ) |

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

|   | 項 目              | 日 時                |
|---|------------------|--------------------|
| 1 | 公告及び要求水準書等の公表    | 令和8年 8月17日（月）      |
| 2 | 参加表明手続の提出書類の受付期限 | 令和8年 8月31日（月）午後4時  |
| 3 | 参加資格確認結果の通知      | 令和8年 9月 2日（水）      |
| 4 | プロポーザルに関する質問受付期限 | 令和8年 9月11日（金）午後4時  |
| 5 | プロポーザルに関する質問への回答 | 令和8年 9月16日（水）午前10時 |
| 6 | 提案資料提出書類の受付期限    | 令和8年 9月25日（金）午後4時  |
| 7 | 提案内容のヒアリング       | 令和8年10月 2日（金）（予定）  |

|    |              |                   |
|----|--------------|-------------------|
| 8  | 契約候補者の特定及び通知 | 令和8年10月 6日（火）（予定） |
| 9  | 契約相手方の決定     | 令和8年10月 9日（金）（予定） |
| 10 | 契約締結予定日      | 令和8年10月19日（月）（予定） |
| 11 | 審査結果の公表      | 令和8年10月20日（火）（予定） |

## 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

### ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状（様式第1号）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (イ) 参加表明書（様式第2号）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和8年5月18日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 業務実績調書（様式第3号）及び履行実績を証するもの（契約書及び業務内容の分かる書類の写し）
- (オ) 関連企業申告書（様式第4号）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (ク) 公告日時点において有効なプライバシーマーク認証又はISMS認証を証する書面（写し）
- (ケ) 決算書（直近1か年分の貸借対照表、損益計算書その他これに準ずるもの）
- (コ) 公金事務に係る業務の人的構成及び組織等の業務執行体制が分かるもの
- (サ) 個人情報の保護及び法令遵守に関する方針や体制がわかるもの

### イ 提出部数

1部

### ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

|                |                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------|
| 参加表明書等<br>配布期間 | 令和8年（2026年） 8月17日から<br>令和8年（2026年） 8月31日まで<br>本市の休日を除く。 |
|----------------|---------------------------------------------------------|

|      |                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配布場所 | <p>総合福祉通園センター</p> <p>(参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。</p> <p>(<a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033315.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033315.html</a>)</p> |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

#### オ 提出場所

総合福祉通園センター

#### カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年8月27日午前9時から同月31日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

### (2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年9月2日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年9月11日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により総合福祉通園センターに提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は、行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第 5 号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

renais-a@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和 8 年 9 月 1 1 日午後 4 時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和 8 年 9 月 1 6 日午前 1 0 時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第 1 号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市立発達医療センター花北診療所医療事務業務委託プロポーザル提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第 8 号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、

郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達の記録が確認できない場合は、第 12 項第 2 号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

総合福祉通園センター

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和 8 年 9 月 18 日午前 9 時から同月 25 日午後 4 時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1 件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案内容に係る疑義について確認するための聞き取り調査（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第 8 項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市立発達医療センター花北診療所医療事務業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 姫路市立発達医療センター花北診療所医療事務業務委託プロポーザル審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

| 評価項目 |      | 評価基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 配点        | 得点  |
|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|
| 1    | 業務実績 | <p>(1) 過去の業務実績</p> <p>令和3年4月1日以降に、医療機関において、医療事務業務に係る業務を、同一医療機関に対して1年以上継続して履行した実績を何件有しているか。</p> <p>なお、小児科・児童精神科・リハビリテーション科のうち2つ以上を標榜し、発達障害や脳性麻痺などの診察・診断・治療等を行っている医療機関における医療事務業務(以下「療育医療事務」という。)を、1年以上継続して履行した実績がある場合は、さらに加点する。</p> <p><b>【採点方法】</b></p> <p>医療事務の履行した実績がある場合、2件以上5件未満は5点、5件以上は10点とする。</p> <p>そのうち、療育医療事務に該当する場合、1件当たり2点の加点(上限10点)とする。</p> <p>※「1件」とは、同一医療機関に係る医療事務業務を、1年以上継続して履行した実績をいう。</p> <p><b>【採点例】</b></p> <p>医療事務が6件で10点、そのうち療育医療事務が2件で4点加点し、計14点。</p> | 20点       | 20点 |
|      | 業務体制 | <p>(1) 立上げ体制・移行計画</p> <p>業務履行の体制構築(採用・配置・研修)及び引継ぎに要する期間は十分であり、業務開始直後からの円滑な業務遂行が見込める計画となっているか。</p> <p>(2) 現場運用体制(指揮命令・配置・定着)</p> <p>・日常運用における人員体制の指揮命令系統が明確で、当診療所と本部・現場間の連絡・報告(定例報告、緊急時連絡、課題管理等)がスムーズに行える体制となっているか。</p> <p>・業務の属人化を回避するための対策は効果的か。</p>                                                                                                                                                                                                                       | 5点<br>10点 | 30点 |

|                |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |     |
|----------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 3<br>医療事務の精度向上 | (3) 本部バックアップ体制（現場支援の仕組み）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠員時の人員確保及び繁忙期の人員体制は具体的かつ効果的な内容になっているか。</li> <li>・ 現場の業務履行に対する本部による品質管理支援の実施内容は、計画的で実効性が高いものとなっているか。</li> <li>・ 制度改正・通知等の情報を現場へ展開するまでの手順は、円滑な業務遂行が見込める計画となっているか。</li> <li>・ 働きやすい環境整備、定着率向上に向けての取組など従事者確保の工夫が効果的なか。</li> </ul> | 10点 |     |
|                | (4) 研修計画・実施体制                | 従事者に対して行う、要求水準書（13 従事者研修の実施）に定める研修は、計画的で実効性の高いものとなっているか。                                                                                                                                                                                                               | 5点  |     |
|                | (1) 外来会計時の算定誤り・請求漏れの発生防止     | 外来会計時の算定ミス防止のため、実施した診療・医師の指示内容と請求・入力的一致を確認する具体的な方策について効果が見込めるか。                                                                                                                                                                                                        | 15点 | 40点 |
|                | (2) レセプト点検の精度向上と返戻・査定削減、原因分析 | レセプト点検の精度を上げ、返戻・査定の削減につなげるための具体的な方策について効果が見込めるか。                                                                                                                                                                                                                       | 15点 |     |
|                | (3) 原因分析と再発防止                | (1)、(2)においてミスが発生した場合の原因分析、結果の把握、是正、効果確認、定着までの運用（PDCA）方法について効果が見込めるか。                                                                                                                                                                                                   | 10点 |     |

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

| 評価 | 採点基準            | 得点化方法       |
|----|-----------------|-------------|
| A  | 当該項目に関して特に優れている | 各項目の配点×1.00 |
| B  | AとCの中間程度        | 各項目の配点×0.75 |
| C  | 当該項目に関して優れている   | 各項目の配点×0.50 |
| D  | CとEの中間程度        | 各項目の配点×0.25 |
| E  | 要求水準を満たしている程度   | 各項目の配点×0.00 |

#### イ 提案金額に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式第9号に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は10点とし、以下の算出式により算出する。

$$(1 - \text{提案金額} \div \text{提案上限金額}) \times 10 \text{ 点}$$

※ ただし、提案金額が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

#### ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の合計点（90点満点）と提案金額に関する評価点（10点満点）の合計により算出する。

### (3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年10月6日に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年10月9日午後5時までに、本業務の見積書を総合福祉通園センターに提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年10月20日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号）第 2 9 条の規定を適用する。
- (5) 本業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 に規定する指定公金事務取扱者として徴収事務を委託するものである。特定した契約候補者は、令和 8 年 1 0 月 9 日（金）までに「指定公金事務取扱者の指定に関する申出書」（以下「申出書」という。）を総合福祉通園センターに提出すること。申出書に基づき指定公金事務取扱者に指定するため、履行期間中は関係法令を遵守して業務を遂行すること。

## 1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第 1 0 項第 1 号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により総合福祉通園センターに持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第 2 項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第 4 2 1 号第 1 項第 5 号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は 0 円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

## 1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

## 1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

## 1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を総合福祉通園センターまで提出すること。なお、登録業者であり、かつ電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033315.html>)